

京都市告示第177号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和2年6月18日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 アジア太平洋心臓病 学会に対する寄附金	京都市左京区下鴨森本町1 5番地 財団法人生産開発 科学研究所内	当該法人の 主たる目的 である業務	令和2年5月19日 から令和7年5月1 8日までに支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)